

第 16 回食育推進全国 in いわて 応援大使設置要領

(目的)

第 1 第 16 回食育推進全国大会 in いわて（以下、「本大会」という。）の魅力を広く発信することにより、本大会の開催機運の醸成を図ることを目的として、「第 16 回食育推進全国大会 in いわて 応援大使」（以下「大使」という。）を設置する。

(大使の要件及び役割)

第 2 大使は、本大会に対して理解を持ち、次のいずれかの活動を行うことができる方やマスコットキャラクターとする。

- (1) 本大会の魅力や情報等について、積極的な PR 活動ができる方やマスコットキャラクター
- (2) 本大会のイメージアップにつながる情報等の提供活動ができる方やマスコットキャラクター
- (3) その他、本大会関連事業等に御協力いただける方やマスコットキャラクター

(大使の委嘱)

第 3 大使は、第 2 に定める内容に該当する方々の中から、第 16 回食育推進全国大会岩手県実行委員会会長が委嘱する。

(定数)

第 4 大使の定数は、特に定めない。

(任期)

第 5 大使の任期は、委嘱した日から第 16 回食育推進全国大会岩手県実行委員会解散時までとする。

(委嘱を解く場合)

第 6 次のいずれかに該当するときは、大使の委嘱を解く。

- (1) 大使から辞退の申し出があったとき
- (2) 病気その他の理由により大使の活動継続が困難であると認められるとき
- (3) 第 2 に定める内容に照らして大使の要件から外れると認められるとき
- (4) その他、委嘱を解くことが適当であると認められるとき

(活動費)

第 7 大使には、無償ボランティアとしての御協力をお願いする。

(その他)

第 8 この要領に定めるもののほか、大使に関して必要な事項は、第 16 回食育推進全国大会岩手県実行委員会事務局長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 2 年 7 月 20 日から施行する。